

民間人材ビジネス事業者登録要領

(趣旨)

第1条 プロフェッショナル人材戦略拠点事業（以下「事業」という。）において、佐賀県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「戦略拠点」という。）に登録された民間人材ビジネス事業者（以下「登録人材紹介会社」という。）が、県内に本社又は本店を置く中堅・中小企業と、プロフェッショナル人材との間における有料職業紹介を実施し、企業がプロフェッショナル人材を採用することで、企業の成長戦略の実現を図るものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) プロフェッショナル人材とは、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。
- (2) 佐賀県プロフェッショナル人材戦略拠点とは、県内の中堅・中小企業の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、人材ニーズを掘り起こすとともに、民間人材ビジネス事業者と連携した企業とプロフェッショナル人材のマッチング支援に取り組むために、一般社団法人 佐賀県中小企業診断士協会に設置した拠点をいう。
- (3) 中堅企業とは、資本金10億円未満又は従業員1,000人未満の会社（中小企業を除く。）をいう。
- (4) 登録人材紹介会社とは職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者であって、この要領により登録を受けた事業者をいう。
- (5) 人材紹介手数料とは、法第32条の3第1項各号に定める手数料をいう。

(登録の方法)

第3条 登録を申請しようとする者は、別に定める期間において、あらかじめ人材紹介会社登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、戦略拠点に提出しなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- (3) 求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求人票の様式及び申込み手順がわかるものなど）
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業とかわす契約書の様式、手数料表など）
- (5) 職業紹介実績が分かるもの

(6) その他必要と認める書類

2 戦略拠点は、人材紹介会社登録申請書（様式第1号）の提出があったときには、必要に応じて申請者へのヒアリング等を実施した上、次に掲げる基準により登録の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

- (1) 有料職業紹介事業の許可を有すること。
- (2) 求職・求人の登録件数が相当程度あり、かつプロフェッショナル人材の求職及び県内企業の求人に関するマッチング・採用実績が見込めること。
- (3) 人材が円滑に定着できるよう、人材及び採用企業に対するフォローアップ等の取組を行っていること。
- (4) 佐賀県暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。

3 事業の実施期間中、登録は有効とする。ただし、法第32条の9の規定により許可の取消があったとき、第6条の規定により登録が取り下げられたとき、又は第7条の規定により登録を取り消したときは、失効する。

(登録の条件)

第4条 第3条に規定する人材紹介会社登録申請書（様式第1号）を提出する際には、次の条件を承諾して提出することを条件とする。

- (1) 事業を効果的に運用するため佐賀県プロフェッショナル人材戦略拠点の取組に協力するとともに、同拠点関係者間の連携を強化すること。
- (2) プロフェッショナル人材に関する職業紹介の状況について、報告対象期間の翌月20日までに戦略拠点に報告すること。

(変更届)

第5条 登録人材紹介会社は、有料職業紹介許可に関して、次に掲げる変更事項があったときには、変更届（様式第3号）により速やかに戦略拠点に届出るものとする。

- (1) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新をしたとき。
- (2) 法第32条の7に規定する変更の届出をしたとき。

(登録の取り下げ)

第6条 登録人材紹介会社は、本事業への登録から削除を希望する場合には、登録の取下申請書（様式第4号）を戦略拠点に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第7条 戦略拠点は、登録人材紹介会社が、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正な行為があると戦略拠点が認めたとき。

(2) 正当な理由がないのに、第4条に定める遵守事項を怠ったとき。

2 前項の規定により登録を取り消した場合に登録人材紹介会社が被った損失については、戦略拠点は損害賠償を行わない。

(効力の一時停止)

第8条 戰略拠点は、登録人材紹介会社が、次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録の効力を一方的に停止できるものとする。

(1) 第4条第2項に規定する報告がなされないとき。

(2) 第9条に規定する指導監督に従わないとき。

2 前項の規定により登録の効力を停止した場合に登録人材紹介会社が被った損失については、戦略拠点は損害賠償を行わない。

(指導監督)

第9条 戰略拠点は、この登録に関する事項について、必要に応じて、登録人材紹介会社に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、戦略拠点が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月25日から施行する。

改 訂

平成29年3月10日

改 訂

平成30年1月31日

改 訂

令和2年4月3日

改 訂

令和6年6月25日